

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係 | |
| 許 認 可 等 名 | 介護保険料の減免 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市介護保険条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第12条 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5582) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>介護保険条例第12条により保険料を減免することができる者</p> <p>1. 徳島市介護保険料減免取扱要綱第2条第1項各号に該当する者で、保険料の納付義務者がその利用しうる資産、能力の活用を図っても、なお保険料の全額納付に堪えることが困難であると認められる者。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 第1号被保険者の収入に譲渡所得がある場合において、当該譲渡所得が強制換価手続き又は保証債務の履行による所得であつて、かつ、その所得が当該債務の弁済に充てられたことが認められること。</p> <p>(6) 第1号被保険者が国外に居住していること又は刑務所その他こ</p> |
| | 参 考 事 項 | 徳島市介護保険料減免取扱要綱 |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (令和 4年10月 3日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由) | 総日数 60日 (休日を含む) |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更) |

| | | |
|------|----|---|
| 審査基準 | 基準 | <p>れに準ずる施設に拘禁されていることにより保険給付を受けられないこと。</p> <p>(7) 第1号被保険者が避難を目的としてウクライナから日本に在留を許可されていること。</p> <p>2. 徳島市介護保険料減免取扱要綱第2条第2項に該当する者で、保険料率が条例第5条第1項第2号又は第3号に該当する（附則第3条特例第3段階を含む）第1号被保険者であって、収入が少なく生活が著しく困窮していると認められる者。</p> <p>3. 適用範囲及び減免割合等は徳島市介護保険料減免取扱要綱第3条に定めたとおりとする。</p> <p>4. 減免の取消しに該当する事由は徳島市介護保険料減免取扱要綱第4条に定めたとおりとする。</p> |
|------|----|---|